

アピアランスケア Q&A

Q：助成を受けることができる人は誰ですか

A：次のすべてに該当する方を対象とします。

- ☐申請日時点で青梅市に住民票がある方
- ☐現にがん治療を受けている方または過去にがん治療を受けていた方
- ☐がん治療による脱毛、乳房切除等に伴い補整具を購入・賃借した方
- ☐他の法令等にもとづく同種の助成を受けていない方

Q：助成対象品は何ですか。

A：次の補正具等を対象とします。

- ・医療用ウィッグ（装着用ネット含む。）
- ・毛付き帽子
- ・人工乳房
- ・補整下着
- ・弾性着衣

Q：未成年の子どものために購入した場合等に、家族が代理で申請することはできますか。

A：同一世帯であれば申請できます。

Q：手術をしてから1年以上経過しているのですが、これからウィッグ等を購入した場合、助成の対象となりますか。

A：はい、対象となります。手術を受けた日は問わず、がんと診断され、その治療を行っている方が、令和6年4月1日以降に購入したものが対象となります。ただし、購入日から1年以内に申請していただく必要があります。

Q：何回まで申請できますか。

A：1回の申請あたり、上限20,000円（消費税を含む。）までとし、生涯で2回まで申請できます。

Q：申請する助成金額は消費税を含みますか。

A：申請する助成金額は消費税を含みます。ただし、購入にかかった送料や手数料は対象になりません。助成対象品本体にかかる経費（消費税を含む）のみです。

費用の合計が2万円未満の場合は、その額が助成金額となります。

Q：申請に必要な書類はどこでもらえますか。

A：助成金交付申請書は健康センター窓口またはHPで取得できます。

Q：亡くなった方の生前の支払について、家族が申請することができますか。

A：ご存命の方の申請に限ります。

Q：男性も申請対象になりますか。

A：性別の基準はありませんので、申請対象になります。

Q：腰椎のコルセットは対象となりますか。

A：原則として、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化に悩みを抱えている患者さんに対する支援であるためコルセットは対象となりません。

Q：がんの治療を受け、爪がぼろぼろになってしまいました。爪のケア等は助成の対象となりますか。

A：爪のケアについては、対象となりません。対象となるか不明なものについては、事前に必ずお問合せください。